

生総第168号
少第93号
地第261号
捜一第108号
組対第148号
平成26年3月12日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱の
制定について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、行為者がエスカレートするなど事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで関係部門が十分連携するとともに、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

よって、警察本部による速やかな事態の掌握と主導の下で、危険性・切迫性を的確に判断し、執るべき措置を検討するなど対処体制を確立するため、別添のとおり「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」を制定し、平成26年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「岐阜県警察ストーカー対策室の設置及び運用に関する要綱」（平成12年10月31日付け生総発第426号）及び「警察署ストーカー等対策ユニットの設置及び運用に関する要綱」（平成12年10月31日付け生総発第427号ほか）は廃止する

別添

岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱

第1 対策室の設置及び運用

1 設置

警察本部に「岐阜県警察人身安全関連事案対策室」（以下「対策室」という。）を設置する。

2 対策室の構成

- (1) 対策室は、対策室長、副対策室長及び室員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。
- (2) 室員の所属に連絡担当者を置き、次席又は副隊長をもって充てる。

3 対策室の任務

対策室は、警察署が認知した人身安全関連事案の報告を受け事態を一元的に掌握するとともに、事案ごとの危険性・切迫性を判断し、警察署と緊密に連携の上、行為者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護対策等に関して指導、助言及び支援を行うことを任務とする。

4 対策室P Tの設置及び運用

(1) 設置

対策室に「岐阜県警察人身安全関連事案対策プロジェクトチーム」（以下「対策室P T」という。）を設置し、別表に掲げる所属（以下「対策室P T所属」という。）で構成する。

(2) 任務

対策室P Tは、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる人身安全関連事案について、対応する警察署に対策室P T員を派遣するなどして、行為者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護対策等について個々具体的に指導、助言及び支援する。

(3) 推薦

対策室P T所属の長は、対策室P T員として適任と認められる者を岐阜県警察人身安全関連事案対策プロジェクトチーム員推薦（解除）書（別記様式第1号（以下「推薦書」という。））により生活安全総務課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に申請する。

(4) 指定

本部長は、推薦のあった者が対策室P T員として適任であると認めたときは、指定書（別記様式第2号）により指定する。

(5) 指定の解除

対策室P T所属の長は、対策室P T員として従事することが適当でない事由が生じたときは、推薦書により生活安全総務課長を経由し本部長に申請する。

5 対策室の庶務

対策室の庶務は、生活安全部生活安全総務課が刑事部捜査第一課と連携をして

行うものとする。

第2 推進室の設置及び運用

1 推進室の設置

各警察署に警察署人身安全関連事案対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 推進室の構成

警察署人身安全関連事案対策推進室は、推進責任者、副推進責任者、推進班長、推進室員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

3 推進室の任務

- (1) 推進責任者は、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で報告を受け一元的に事態を掌握するとともに、事案ごとの危険性・切迫性を判断し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護対策等に関して必要な指揮をし、人身安全関連事案への対処に万全を期する。

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合は、直ちに即応態勢を確立し、挙署一体となって行為者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護対策等を実施する。

- (2) 副推進責任者は、推進責任者の任務を補佐するとともに、推進班長等を指揮監督する。

- (3) 推進班長は、相互が連携して事案ごとの危険性・切迫性を判断し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護対策等に関して具体的に指示する。

4 対策室P T員の派遣要請

- (1) 推進責任者又は副推進責任者（以下「推進責任者等」という。）は、認知した人身安全関連事案において、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合は対策室長に速報し、対処について指導、助言及び支援を求めるとともに、対策室P T員の派遣要請をすることができる。

- (2) 対策室長は、推進責任者等から派遣要請された事案が、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高く、緊急的に対処する必要があると認められる場合等は対策室P T員を派遣する。

附 則（平成26年3月12日付け生総第168号ほか）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月28日付け生総第591号ほか）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け生総第312号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日付け生総第718号）

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

附 則（平成28年10月3日付け生総第566号）

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

【別表省略】